

仙台市病院規程第二十五号

仙台市市立病院会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年九月三十日

仙台市病院事業管理者 奥 田 光 崇

仙台市市立病院会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

仙台市市立病院会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和二年仙台市病院規程第十四号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び正規の勤務時間を超える勤務の制限） 第四条 子（規程第十八条において子に含まれるものとされる者を含む。第十三条において同じ。）のある会計年度任用職員（次の各号のいずれかに掲げる会計年度任用職員であつて、市立病院に引き続き在職した期間が一年以上であるものに限る。以下この条において同じ。）又は要介護者（規程第二十九条第一項第一号に規定する要介護者をいう。以下同じ。）を介護する会計年度任用職員の深夜勤務及び正規の勤務時間を超える勤務の制限については、一般職員について定められているものの例による。 〔一・二 略〕 （配偶者出産補助休暇） 第十条 配偶者出産補助休暇は、会計年度任用職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第十三条、第十五条及び第十九条第一項において同じ。）が出産するため、当該会計年度任用職員の補助が必要な場合において与えるものとし、その日数は、出産のため入院した日（入院しない場合にあっては、出産の日）から当該出産の日以後二週間を経過する日までの期間における二日以内の日数（第二子以降の子の出産に係る場合にあっては、四日以内の日数）とする。 〔新設〕	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び正規の勤務時間を超える勤務の制限） 第四条 子（規程第十八条において子に含まれるものとされる者を含む。第十三条及び第十九条第二項において同じ。）のある会計年度任用職員（次の各号のいずれかに掲げる会計年度任用職員であつて、市立病院に引き続き在職した期間が一年以上であるものに限る。以下この条において同じ。）又は要介護者（規程第二十九条第一項第一号に規定する要介護者をいう。以下同じ。）を介護する会計年度任用職員の深夜勤務及び正規の勤務時間を超える勤務の制限については、一般職員について定められているものの例による。 〔一・二 略〕 （配偶者出産補助休暇） 第十条 配偶者出産補助休暇は、会計年度任用職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第十三条、第十五条及び第二十条第一項において同じ。）が出産するため、当該会計年度任用職員の補助が必要な場合において与えるものとし、その日数は、出産のため入院した日（入院しない場合にあっては、出産の日）から当該出産の日以後二週間を経過する日までの期間における二日以内の日数（第二子以降の子の出産に係る場合にあっては、四日以内の日数）とする。 <u>（妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用職員等に対する意向確認等）</u> 第十九条 管理者は、仙台市職員の育児休業等に関する規則（平成四年仙台市規則第四十二号）第五条の五第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした会計年度任用職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（次項第二号、次条第一項及び第二十一条において「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置 三 仙台市職員の育児休業等に関する規則第五条の五第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 2 管理者は、三歳に満たない子を養育する会計年度任用職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する意向確認等) 第十九条 管理者は、会計年度任用職員が管理者に対し、その配偶者、父母、子若しくは配偶者の父母又は規程第二十九条第一項第一号イからトまでに掲げる者（同号イ及びへに掲げる者以外の者にあつては、職員と同居しているものに限る。）が当該会計年度任用職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該会計年度任用職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「<u>介護両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（同条において「申告等」という。）に係る当該会計年度任用職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 [略] (勤務環境の整備に関する措置) 第二十条 管理者は、介護両立支援制度等の申告等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 [一～三 略] (有給の休暇等) 第二十一条 [略] (アルバイト会計年度任用職員の休暇) 第二十二条 アルバイト会計年度任用職員に対しては、第五条から第十条まで及び第十三条から前条までの規定は適用しない。 2 [略] 3 アルバイト会計年度任用職員の公民権の行使のための休暇、証人等としての出頭のための休暇、産前休暇、産後休暇、育児時間、健康支援休暇及び妊産疾病休暇は、無給とする。 第二十三条・第二十四条 [略]	<u>か月に達する日の翌日までの期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> 一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置 (次号において「<u>育児期両立支援制度等</u>」という。) その他の事項を知らせるための措置 二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 3 管理者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。 (配偶者等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する意向確認等) 第二十条 管理者は、会計年度任用職員が管理者に対し、その配偶者、父母、子若しくは配偶者の父母又は規程第二十九条第一項第一号イからトまでに掲げる者（同号イ及びへに掲げる者以外の者にあつては、職員と同居しているものに限る。）が当該会計年度任用職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該会計年度任用職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「<u>介護両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該会計年度任用職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 [略] (勤務環境の整備に関する措置) 第二十一条 管理者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 [一～三 略] (有給の休暇等) 第二十二条 [略] (アルバイト会計年度任用職員の休暇) 第二十三条 アルバイト会計年度任用職員に対しては、第五条から第十条まで及び第十五条から前条までの規定は適用しない。 2 [略] 3 アルバイト会計年度任用職員の公民権の行使のための休暇、証人等としての出頭のための休暇、産前休暇、産後休暇、育児時間、健康支援休暇、妊産疾病休暇、子の看護等休暇及び短期介護休暇は、無給とする。 第二十四条・第二十五条 [略]
---	---

附 則

この規程は、令和七年十月一日から施行する。

(市立病院経営管理部総務課)